

56年度は55年に税率引下げを2年度分実施したので、その税率引下げの問題はなかったものの、特惠関税については適用期限の延長も含めた措置がとられた。特惠関税は実施期間10年として46年に発足した制度であり、56年はその期限に当る。この期限を前に期限後のあり方について先進国と途上国との間で検討され、UNCTADの特恵特別委員会と国連総会で、実施期間の延長と特惠関税制度の包括的レビューの実施が決まった。これを踏まえて、特惠関税の適用期間10年延長を決め、また制度改善については、原則無税の枠外のセレクトेटド品目からの除外、農水産品の特惠対象品目の追加の外、鉱工業産品に対する特惠関税のシーリング枠計算方式の「50年基準方式」を「52年基準方式」に改め、枠の拡大を図った。

また関税暫定措置法の改正で自動車部品の関税率を引下げ、輸入製造たばこの関税率を引下げた。自動車部品ではエンジン、車体等21品目を無税とし、その他についても東京ラウンド交渉の最終譲許税率まで引下げを図った。たばこについては数年来の懸案事項であったが、55年11月の日米両国政府間の合意が成立したことに対処したもので、たとえば公社輸入の紙巻たばこの税率は90%が35%となった。この外、適用期限の1,950品目の暫定税率については一部で税率調整をして1年間の延長を決めた。各種の減免税還付制度についても同様の延長をした。

57年度の関税改正では東京ラウンドの一律関税引下げの2年分繰上げを実施した。これは56年12月決定の対外経済対策に基づいて実施されたもので、石油危機脱出後の貿易状況好転で、輸出入の開きが急増大し、各国からの期待に対応して示された5方針の1に輸入促進対策があり、その具体化措置であった。2年分の関税引下対象品目は1万1,653品目に及んだ。そして翌57年5月決定の市場開放対策では、主眼が輸入拡大に向けられて、輸入検査手続等の改善、関税率の引下げ、輸入制限の緩和、輸入の拡大と8項目の中の4項目がその実施方策となった。

第3章 国際協調体制の財政金融政策

第1節 内需拡大の財政運営への転換

1 61年度予算

厳しい昭和60年度予算編成の後をうけて、61年度予算編成に当たっても、政府は厳しい歳出の整理合理化で臨む態度を採った。7月26日に閣議で了承した概算要求基準は前年と同様に経常部門でマイナス10%、投資部門でマイナス25%とするもので、前年に引続いて一般歳出の前年同額以下を期した。

歳出削減による財政再建への努力はそれなりの実績を示しつつあったが、財政再建への道をけわしくしていたのは税収動向にあった。59年度は幾分回復したものの、第2次石油危機以降の経済不振で税収増に多くを期待することができず、そのため65年度の目標へ向けての特例公債依存脱却のテンポは少しずつ遅れていた。そしてさらに税制面から所得負担軽減への期待が強まり、税収増の期待は低下しつづけた。概算決定が近づくにつれてその程度は高くなった。61年度の予算編成に合わせて、60年度の税収不足に対応する補正予算の作成を余儀なくされる事態ともなった。

12月28日に竹下蔵相のもとでまとめられた概算は一般会計歳出54兆0,886億円、前年度比3%増であった。一般歳出は4年度連続して前年同額以下に抑えられたものの、税収増が期待できなくて特例公債は目標の半額以下の4,840億円減に止まった。国債費が1兆円を超える増となったのは、国債償還財源への配慮から4,100億円の予算繰入れを計上したことによっている。なお61年度から基礎年金制を導入する共済年金制度の改正が実施されることになった。61年度予算案と同時に国会に提出された60年度の補正予算案は災害復旧、給与改

第10-21表 昭和61年度一般会計予算

(単位：億円)

	60年度		61年度		増減額 当初比	増減 率%
	当 初	補正後	当 初	構成 比%		
租 税 及 印 紙 収 入	385,500	381,450	405,600	75.0	20,100	5.2
専 売 納 付 金	56	66	61	0.0	5	9.3
官業益金及官業収入	159	159	167	0.0	8	5.0
政府資産整理収入	1,310	1,579	1,345	0.2	36	2.7
雑 収 入	21,171	22,540	24,245	4.5	3,073	14.5
公 債 金	116,800	124,380	109,460	20.2	△7,340	△ 6.3
前年度剰余金受入	—	2,054	8	0.0	8	—
歳 入 計	524,996	532,224	540,886	100	15,890	3.0
社 会 保 障 関 係 費	95,736	98,308	98,346	18.2	2,609	2.7
文教及び科学振興費	48,409	49,043	48,445	9.0	36	0.1
国 債 費	102,242	101,805	113,195	20.9	10,954	10.7
恩 給 関 係 費	18,637	18,637	18,501	3.4	△ 136	△ 0.7
地方交付税交付金	96,901	96,901	101,850	18.8	4,949	5.1
防 衛 関 係 費	31,371	31,697	33,435	6.2	2,064	6.6
公 共 事 業 関 係 費	63,689	69,223	62,233	11.5	△1,456	△ 2.3
経 済 協 力 費	5,863	5,812	6,232	1.2	369	6.3
中 小 企 業 対 策 費	2,162	2,119	2,052	0.4	△ 109	△ 4.1
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	6,288	6,262	6,297	1.2	9	0.1
食 糧 管 理 費	6,954	6,952	5,962	1.1	△ 992	△14.3
そ の 他 の 事 項 経 費	43,244	43,470	40,837	7.6	△2,407	△ 5.6
予 備 費	3,500	2,000	3,500	0.6	—	—
歳 出 合 計	524,996	532,229	540,886	100	15,890	3.0

善等の1兆円以上の支出を、一部は歳出節減で賄ったが、税収不足が大きく響いて、四条公債の外に4,050億円を特例公債に頼ることにした。

財政投融资計画では内需拡大を図るための努力を示し、公債引受に前年度と同額の5兆円を用意したが、計画総額は22兆1,551億円と6.2%の伸びを確保し、前年度の減額とは一転した内容となった。

「財政の中期展望」によると、62年度以降で毎年1兆3,000億円以上の特例公債を減らすことで65年度の再建が実現することになり、まず62年度の要調整額

は3兆4,300億円、64年度は6兆0,800億円となって、前年度よりもさらに財政状況は厳しいものとなっていた。

2 61年度補正予算以後の財政転換

60年9月のプラザ合意以降、政府は内需拡大を図るための一環として61年に入ってから再々公定歩合を引下げてその意図を明らかにしたが、急速な円高への転換で国内経済は強い圧迫を受け不振に陥った。内需振興のための施策と財政再建のための施策の相矛盾する要請に政府は追われる事態となった。財政当局はさらにこれに加えて税制の基本的見直し実現に取り組む課題を負わされていた。

62年度概算要求基準は7月21日の閣議で決定し、引続き経常部門のマイナス10%、投資部門のマイナス5%を決めたが、これに先立って財政制度審議会は基準を緩める状況にはないとする所見を会長談話として示した。公債の残高は61年度末には140兆円を超える状況であり、後代国民に負担を負わすことは極力避けなければならず、また社会経済の変化に対応する力をつけなければならぬとの意図が、財政再建を目標に予算編成に取り組む財政当局の態度にあった。

しかし円高の状況は誰もが予想できないと言えるほどに進み、60年の9月に1ドルが240円を超えていたのが61年の7月には160円を割るまでとなった。輸入物価は急落したが生産活動は伸びを止めた。政府はさらに公定歩合の引下げを加えるとともに、これに先立って9月には3兆円の公共投資を軸とする8項目の総合経済対策を決め、内需の拡大振興を図ることにした。この対策実施のための補正予算では、1兆1,200億円にも及ぶ税収減に対処するとともに国債整理基金への繰入れ4,100億円を止め、さらに決算剰余金を財源とする外に、公共事業費の財源として5,400億円の公債金収入を予定した。

10月28日に報告された税制調査会の「税制の根本的見直しについての答申」を受けて決定した税制改革を含めた62年度概算は12月30日に決定した。一般会

第10-22表 昭和62年度一般会計予算

(単位：億円)

	61年度		62年度		増減額 当初比	増減 率%
	当 初	補正後	当 初	構成 比%		
租 税 及 印 紙 収 入	405,600	394,400	411,940	76.1	6,340	1.6
専 売 納 付 金	61	75	60	0.0	△ 1	△ 1.7
官業益金及官業収入	167	167	175	0.0	8	4.8
政府資産整理収入	1,345	1,345	1,584	0.3	239	17.8
雑 収 入	24,245	22,897	22,217	4.1	△2,028	△ 8.4
公 債 金	109,460	114,950	105,010	19.4	△4,450	△ 4.1
前年度剰余金受入	8	4,413	24	0.0	16	—
歳 入 計	540,886	538,248	541,010	100	124	0.0
社 会 保 障 関 係 費	98,346	100,903	100,896	18.7	2,550	2.6
文 教 及 び 科 学 振 興 費	48,445	48,866	48,497	9.0	52	0.1
国 債 償 還 費	113,195	106,644	113,335	20.9	140	0.1
恩 給 関 係 費	18,501	18,501	18,956	3.5	455	2.5
地 方 交 付 税 交 付 金	101,850	97,347	101,841	18.8	△ 8	△ 0
防 衛 関 係 費	33,435	33,380	35,174	6.5	1,734	5.2
公 共 事 業 関 係 費	62,233	69,463	60,824	11.2	△1,409	△ 2.3
経 済 協 力 費	6,232	6,005	6,492	1.2	260	4.2
中 小 企 業 対 策 費	2,052	2,256	1,973	0.4	△ 79	△ 3.8
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	6,297	5,705	4,952	0.9	△1,344	△21.4
食 糧 管 理 費	5,962	6,138	5,406	1.0	△ 556	△ 9.3
そ の 他 の 事 項 経 費	40,837	41,040	39,163	7.3	△1,675	△ 4.1
予 備 費	3,500	2,000	3,500	0.6	—	—
歳 出 合 計	540,886	538,248	541,010	100	124	0.0

計歳出54兆1,010億円で、前年度当初予算比わずか124億円増という抑制型であり、一般歳出は前年度以下を続けたものの、国債整理基金への定率繰入れを止めてもなお財源のゆとりを欠いて、特例公債の発行を5兆円以下に抑えたものの、前年度比減額は2,650億円に止まった。税収は61年度補正に示されたように伸びが期待できず、前年度当初比1.6%増という低い伸びに止った。この予算案において税制改正は増減収同額が予定され、また専売公社、電々公社に続いて国鉄の民営化を62年度に実施することにした。

財政投融资計画は予算の伸び悩みとは逆に前年度比22.2%の27兆0,813億円となり、48年度以来の伸びを示した。国債引受には4兆円を予定し、また、新しく資金運用事業を創設し総額3兆3,500億円を予定した。内需拡大に財政投融资は大きく寄与することになった。

特例公債発行額の抑制が進まない62年度の財政状況を「財政の中期展望」は端的に表現した。65年度に特例公債依存脱却を実現するためには毎年1兆6,600億円を減じなければならず、それを条件とする財政収支を調整するには63年度で4兆0,700億円、65年度で7兆0,100億円を要することが示された。財政再建は極めて厳しい条件に立たされた。それが達成できるのは展望と共に提出された仮定計算例の示すBの条件で、国債費を定率繰入なしとし、一般歳出の伸びをゼロとする場合に限定されていた。その場合も税収の伸びを6.6%と見積るものであり、1.6%の伸びに止められた62年度の状況からすれば、これも容易とは言えるものではなかった。

61年9月の総合経済対策は十分な効果をあげたと言える状況にはならなかったこともあって、政府は62年度予算成立後に再度大規模な景気振興策を進めることにして、5月29日に6兆円を上回る財政措置を伴う緊急経済対策を決定した。それは単なる景気対策ではなく、各国蔵相会議、日米首脳会議等で合意した対外経済策を実行するための施策でもあり、公共投資、減税、地域活性化、中小企業対策等を民間活力、金融政策と共に財政措置による内需拡大を図る幅ひろい対策であった。7月には補正予算が国会に提出された。この補正によって一般会計歳出は56兆1,803億円に増大し、公共事業のために1兆3,600億円の公債発行を加えた。なおNTT株式の売払収入を活用する策が取り上げられた。NTT株式売払収入は国債償還財源に充てるのが基本的原則であるが、国債整理基金の運営を妨げないかぎりでのその収入を活用しようとするものであって、一般会計を通じて産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れ、それを無利子で貸付けることにした。公共事業財源に4,000億円が充てられた。また減税は税制改革関連法案が廃案となったことに対処したもので、所得税等

第10-23表 昭和62年度補正予算

(単位：億円)

	第1号	第2号
租税及印紙収入		18,930
雑収入	3,163	△ 4,933
公債金	13,600	△ 13,220
政府資産整理収入		222
前年度剰余金受入	4,030	19,340
歳入計	20,793	20,339
公共事業費	13,584	233
地方交付税交付金		9,021
産投会計へ繰入	4,580	
国債整理基金へ繰入	505	8,808
住宅・都市設備公団補給金	1,790	
国民保険特別交付金		1,008
食糧管理会計繰入		1,146
自賠償保険会計繰入		2,438
その他の	1,616	3,461
既定経費節約	△ 1,283	△ 4,275
予備費		△ 1,500
歳出合計	20,793	20,339

の改正の実現を期したものであった。

税制改革関連法案の廃案は政府にとって大きな痛手であり、また所得税等の改正は1兆円以上の収入減となり財政運営上の大きな穴となるはずであったが、61年経済を特徴づけた円高不況という状況は、62年度になってから急速に回復に向い、夏には好況感が拡がり始め、対ドル円相場も140円台で落ち着く状況が秋まで続いた。

3 63年度予算

予算成立直後に大規模な補正予算を編成するという積極的な内需拡大策を進める政府意図に即して、63年度にそれを引継ぐ予算編成が進められた。7月31日決定の概算要求基準は、経常部門は前年度同様に10%マイナスとしたが、投

第10-24表 昭和63年度一般会計予算

(単位：億円)

	62年度		63年度		増減額 当初比	増減 率%
	当初	補正後	当初	構成 比%		
租税及印紙収入	411,940	430,870	450,900	79.5	38,960	9.5
専売納付金	60	60	63	0.0	3	5.1
官業益金及官業収入	175	175	167	0.0	△ 9	△ 5.0
政府資産整理収入	1,584	1,806	919	0.2	△ 665	△ 42.0
雑収入	22,217	20,447	26,538	4.7	4,321	19.4
公債金	105,010	105,390	88,410	15.6	△ 16,600	△ 15.8
前年度剰余金受入	24	23,394	1	0.0	△ 23	△ 97.3
歳入計	541,010	582,142	566,997	100	25,987	4.8
社会保障関係費	100,896	103,218	103,845	18.3	2,949	2.9
文教及び科学振興費	48,497	50,636	48,581	8.6	84	0.2
国債費	113,335	118,514	115,120	20.3	1,785	1.6
恩給関係費	18,956	18,956	18,798	3.3	△ 158	△ 0.8
地方交付税交付金	101,841	110,862	109,056	19.2	7,215	7.1
防衛関係費	35,174	35,078	37,003	6.5	1,829	5.2
公共事業関係費	60,824	74,280	60,824	10.7	—	0.0
経済協力費	6,492	6,613	6,822	1.2	330	5.1
中小企業対策費	1,973	2,632	1,952	0.3	△ 21	△ 1.1
エネルギー対策費	4,952	4,968	4,616	0.8	△ 336	△ 6.8
食糧管理費	5,406	6,882	4,482	0.8	△ 924	△ 17.1
産投会計へ繰入	—	4,580	13,000	23	13,000	—
その他の事項経費	39,163	42,922	39,398	6.9	235	0.6
予備費	3,500	2,000	3,500	0.6	—	0
歳出合計	541,010	582,142	566,997	100	25,987	4.8

資部門については62年度補正後の一般公共事業水準確保を期して前年度同額とし、またNTT株式の売払収入の活用も進めることになり、施策に転換が示された。しかし、財政再建については7月14日に臨時行政改革審議会が財政改革の後退は許されないことを答申し、同様の所見を財政制度審議会も示しており、政府も特例公債を極力減額する努力を重ねることとした。



第92代大蔵大臣 宮沢喜一

63年度概算要求額は60兆8,705億円で前年度よりも6兆7,694億円増えて12.5%も伸びたが、国債費が36.1%増の15兆4,230億円にもなったのは61年度の決算剰余金繰入1兆3,585億円が含まれたからであって、剰余金が大きくなったのは1兆円を超える減額補正をした税収が、実績において当初見積を1兆3,168億円も上回ったからで、62年度についても税収の不安は薄れた。その結果は63年度予算案とともに国会に提出された62年度の第2次補正予算に示されたので、63年度概算の説明の前にこの補正内容を記しておこう。

62年度の第2次補正予算案は2兆0,339億円であるが、61年度剰余金1兆9,340億円と税収増1兆8,930億円を計上し、特例公債を1兆3,220億円減額するという61年度補正とは180度転換の内容であった。この税収増と剰余金計上に見合う歳出の外に8,285億円の追加があったが、売上税廃案に伴う減額を超えた多額の税収増を期することができるほどに景気の回復上昇は急テンポであった。

62年11月に竹下内閣が成立し、宮沢蔵相の下で予算の編成が進められた。

63年度概算は一般会計歳出が56兆6,997億円で前年度当初予算に比して2兆5,987億円、4.8%増と57年度予算以来の伸びを示したが、一般歳出の増は3,987億円の止まり、前年度までその減額がなかなか進まなかった特例公債は一举に1兆8,300億円を減じて、財政再建達成への明るさを示した。なおNTT株式売払収入の活用は1兆3,000億円を予定した。また税収は63年度の税制改正による増減を差引いて、62年度の補正に計上した減税額をさらに大き

く上回って、62年度当初比3兆8,960億円増を計上した。

財政投融资計画も予算案と軌を一にして増大し内需拡大に働きかけることになった。総額は9.4%増の29兆6,140億円に達し、前年度ほどの伸びではなかったものの、拡大した規模をさらに大きくするものとなった。特例公債を大きく減じた予算となったこともあって、国債引受には5,000億円減の3兆5,000億円を充てることにした。また62年度から始めた資金運用事業への貸付を9,200億円増の4兆2,700億円とした。

税収増に支えられた63年度予算を起点とした財政の見通しはかなり余裕のあるものになった。「財政の中期展望」によれば、63年度の特例公債3兆1,510億円を65年度までにゼロにする条件で、税収の伸びを5.5%と低く見積もっても、65年度の要調整額は5兆5,100億円であった。依然として大きな要調整額とはなっていたが、62年度の税収実績は増額補正した予算額をさらに3兆7,100億円も上回り、65年度を待たずに特例公債依存体質からの脱出という目標達成は可能となったと言える状況を示した。

この財政のゆとりが、廃案となった売上税にかわる課税ベースの広い間接税の実現による税制改革を、差引純減税となる計画で早期に達成する意欲を政府に与えることになるが、それをも含めた64年度予算編成の動きを続けて見ることにはしたい。

4 63年度予算補正と64年度予算編成

64年度予算編成の基点となる概算要求基準は7月15日に閣議で了解され、63年度に引続いて経常部門でマイナス10%、投資部門で前年同額となり、NTT株式売払代金の活用も1兆3,000億円と決まった。財政にゆとりができたとしても、63年度末の公債残高は158兆円ともなるので、財政の整理合理化を緩めることはできないとの基本姿勢が貫かれた。

63年度予算は新しい内閣の下で国会の承認を得たが、前内閣の竹下蔵相が首相となったこともあって税制改革への動きは早く、前期の概算要求基準の決定

よりも前の6月28日に「税制改革要綱」が閣議決定、具体的な作業に入った。税制改革は所得税、法人税、相続税、贈与税の軽減を図るとともに、個別消費税に代えて消費税を創設し、これに対応した地方税、地方交付税を改正するというまさに税制の大改革案であった。この改正による増減税差引では平年度で3兆7,800億円減税と見込まれた。関係法案は7月29日に国会に提出され、12月24日に修正可決された。

この税制改革に伴ない税収減に関連する補正予算について説明しなければならないが、補正では他の事項も含まれるので、先に平成元年度の予算編成を記そう。概算の閣議決定は税制関係法案の審議もあって例年より遅れ、平成元年1月24日となった。一般会計歳出は60兆4,142億円で、前年度比3兆7,145億円、6.6%増となった。一般歳出は1兆0,484億円伸びてそれまでの伸びに比しては大きかったが、税収増5兆9,200億円を見込んで、特例公債は1兆8,200億円減の1兆3,310億円とした。税収増は税制改正による減収分を上回る増であり、その増加は非常に大きかった。それでもこの見積は決して過大だとは言えなかった。それは63年度予算の補正の事情に示されるが、さらにその補正に対する実績の伸びによって裏付けられるからである。なお歳出増の3分の2は地方交付税の伸びによるが、それは税収の好調による伸びの外に、消費税の24%分、たばこ税の25%が交付税の対象となったことによる。

財政投融资計画のうち、一般財政投融资は26兆3,405億円で前年度比3.9%増と比較的伸びは小さく、景気中立的な姿勢をとり、前年度の内需拡大志向とは性格を変えた。この一般財政投融资の外の資金運用事業では郵便貯金特別会計へ5,000億円増の3兆円を予定した外、年金福祉事業団へも2,600億円増の1兆5,300億円を予定し、簡保資金貸付では9,000億円増の1兆4,000億円が予定された。なお国債引受予定は2兆3,000億円に止められた。

以上の平成元年度の予算により将来年度の見通しを「財政の中期展望」によって見ると、2年度の特例公債脱却実現については、なお3兆8,700億円の要調整額が残っていた。しかしそれは乗り超えられない障害ではなかった。その

第10-25表 平成元年度一般会計予算

(単位：億円)

	63年度		平成元年度		増減額 当初比	増減 率%
	当 初	補正後	当 初	構成 比%		
租 税 及 印 紙 収 入	450,900	481,060	510,100	84.4	59,200	13.1
専 売 納 付 金	63	80	77	0.0	14	22.2
官 業 益 金 及 官 業 収 入	167	167	169	0.0	3	1.2
政 府 資 産 整 理 収 入	919	1,261	928	0.2	9	1.0
雑 収 入	26,538	26,535	21,215	3.5	△5,323	△20.0
公 債 金	88,410	79,670	71,110	11.8	△17,300	△19.6
前 年 度 剰 余 金 受 入	1	29,746	543	0.1	542	—
歳 入 計	566,997	618,517	604,142	100	37,145	6.6
社 会 保 障 関 係 費	103,845	118,014	108,947	18.0	5,102	4.9
文 教 及 び 科 学 振 興 費	48,581	49,820	49,371	8.2	790	1.6
国 債 費	115,120	120,307	116,649	19.3	1,529	1.3
恩 給 関 係 費	18,798	18,798	18,558	3.1	△ 241	△ 1.3
地 方 交 付 税 交 付 金	109,056	130,312	133,688	22.1	24,632	22.6
防 衛 関 係 費	37,003	37,283	39,198	6.5	2,195	5.9
公 共 事 業 関 係 費	60,824	66,830	61,974	10.2	1,150	1.9
経 済 協 力 費	6,822	7,144	7,278	1.2	456	6.7
中 小 企 業 対 策 費	1,952	2,576	1,942	0.3	△ 10	△ 0.5
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	4,616	4,583	5,275	0.9	654	14.3
食 糧 管 理 費	4,482	4,804	4,182	0.7	△ 299	△ 6.7
産 投 会 計 へ 繰 入	13,000	13,000	13,000	2.2	—	—
そ の 他 の 事 項 経 費	39,398	43,047	40,581	6.7	1,183	3.0
予 備 費	3,500	2,000	3,500	0.6	—	—
歳 出 合 計	566,997	618,517	604,142	100	37,145	6.6

事情を昭和63年度予算の補正に見よう。

63年度予算の補正は税制改革を63年分から対象とすることで、当然組まなければならない性格のものではあったが、その内容は異なったものであった。歳入補正は62年度決算剰余金2兆9,745億円の外、税収の増加3兆0,160億円を計上しており、約2兆円の減税にもかかわらず多額の収入増加を見込み、特例公

債1兆3,800億円減額を予定した。また歳出では厚生保険特別会計繰入れ1兆5,078億円を計上して、57年度以降の国庫負担の繰延特例措置をとってきたうちの特例期間を過ぎた行革関連特例法部分の繰戻しを果たした。63年度について言えば、特例公債の発行は元年度予定額に近い額にまで縮められたわけであり、さらに税収実績が、この補正額をさらに2兆7,200億円も上回ったので、平成元年度の税収が予算を超えることは十分に予想できる条件であった。課題は財政再建達成後の財政運営を如何にするかに移った。

第2節 税制改革と消費税の誕生

昭和61年度の税制改正の検討を前に、税制調査会は60年9月に首相から税制全般にわたる抜本の見直しの諮問を受け、これに合わせて10名の特別委員が加わって審議に当たった。この諮問では産業、就業構造の変化、所得水準の上昇と平準化等、社会経済の著しい変化を十分に踏まえつつ、公平、公正、簡素、選択、活力の理念に基づいた望ましい税制のあり方を審議することを求めている。また見直しの眼目は、税制のゆがみ、ひずみを除去し、安定的な歳入構造を確保することであった。この見直しの成果は61年秋を期しており、それはまた従来の中期的観点による答申の時期とも一致するものであったから、61年度の税制改正はこの方向に矛盾するものとなることを避けて、現行税制の枠組みの中で進められた。

61年度の税制改正は国税について5点が指摘できる。住宅取得促進税制の創設等、民間活力導入のための措置、法人税関係税制の特例の1年延期等、たばこ消費税の引上げ、租税特別措置の整理合理化である。たばこ消費税は専売公社の民営化に伴う措置として60年に創設されたが、増税による増収分は全額地方に対する特例交付金に充てられている。また法人関係諸税の改正のうち、法人税の欠損金の繰越控除制度の一部停止では61年度に限って2,230億円の増収となり、61年度の税制改正による差引増収額は3,410億円であった。

税制調査会は抜本の見直しに当って3特別部会と専門小委員会を置いてそれぞれに審議を進めたが、所得税、住民税の第二部会と、法人課税、資産課税、間接税の第三部会からの中間報告が61年4月に総会に提出されるとともに公表された。審議過程では参考人の意見聴取、地方公聴会の開催等、従来とは異なった活動を展開した。第二部会報告では所得税と住民税について、負担の軽減合理化、累進構造の緩和、配偶者の特別控除、給与所得控除の性格の明確化等、が提示され、第三部会報告では法人課税について、諸外国での税率低下傾

向に配慮して、実効税率が5割を下回ることを期して検討することが示された。そして10月28日の総会で「税制の抜本の見直しについての答申」をまとめた。このまとめについて、税制の基本的方向を示したものの、具体的内容については、ある程度選択の幅をもった形をとった。

答申の基本理念は、諮問の公平、公正、簡素、選択、活力に中立性と国際性にも配慮することにし、税制全体として課税ベースを拡げ、幅広く薄く負担を求めることにし、税収減をもたらすことで後代に負担を残すことのない中立性の原則堅持を示した。税制の具体的内容では選択幅のあるものとなったので、それぞれの骨子でその要領を示すと、所得税と住民税では税率の軽減と段階の縮減が図られ（所得税は5段階、最高税率1,500万円以上50%）、配偶者特別控除が設置された。また利子配当課税は一律分離課税の外総合課税まで4方式が示された。キャピタル・ゲイン課税は有価証券譲渡益を究極的には原則課税とすることで課税ベースの拡大を期し、土地譲渡所得も課税ベースの拡大検討を求めた。法人税では実効税率引下げの方向の中で基本税率を引き下げるとともに、中小法人等の税率を基本税率に近づけることを求め、配当税額控除による個人段階での調整を基本として法人段階での配当軽減を廃止する方向を示した。さらに引当金、租税特別措置の見直しによる課税ベースの拡大を求めた。相続税では財産評価の見直しを、固定資産税では充実を図ることが求められた。

間接税については大きな変革が求められた。社会経済の変化に対応して、広く消費一般に負担を求める新しいタイプの間接税を中核に据えることが適切であるとの考えに立ち、一般消費税として3類型4方式の提案をした。製造業者売上税（A案）、事業者間免税売上税（B案）、日本型付加価値税（C案）について、答申では間接税制の仕組みとしてC案が最も優れていると考えられるとしながら、どのタイプを導入するかは、世論の動向を見極めつつ幅広い観点から検討するものとした。

なお税制改革による増減収は中立性を前提としたが、経済、家計に与える影

響については年齢層にいたるまで試算検討を加えた。

62年度税制改正については上記の答申をもとに、税制調査会は12月に具体的改正の答申をした。これによって政府は1月に所得税等、売上税と両税の施行、租税特別措置の4本を柱とする税制関係法案の要綱を定め、法案を国会に提出した。所得税は中堅サラリーマンの負担軽減を主眼に62年、63年の2年間で減税を実施、法人税は税率の引下げを62年、63年、64年の3年間で実施、売上税は現行間接税との調整で63年1月実施とし、利子課税は老人・母子家庭・障害者等を非課税とする20%の分離課税を62年10月実施とした。売上税は取引慣行に合致し零細な事業者の負担とならぬ工夫をしたものであった。

この税制改正については、すでに前年の衆参両議員の同時選挙の際にも論争の対象となり、法案の国会審議においても多くの論議を重ねたが、結局廃案となった。これに対処して政府は売上税、法人税を外して、個人所得課税の軽減合理化と、利子課税制度の改組等の法案を改めて7月に国会に提出し、9月に成立となった。所得税の軽減は最高税率は5,000万円超60%の12段階の62年分についてだけのものであった。

間接税の改正についての具体的修正検討を果たさぬままに63年度を迎える状況となっていたが、62年11月に竹下内閣が成立し、その直後に税制調査会は諮問を受けた。具体的には「所得・法人・資産及び消費課税等について」であったが、諮問の意図は抜本的な税制改革の実現は避けて通れない課題であり、長寿、福祉社会をより確実なものとして維持していくために、所得・消費・資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系を構築するについて、早急に成案を得る必要があるということであった。再び間接税に取り組むことが求められた。

しかし税制調査会での審議による改正案を63年度の税制改正として国会に提出する時間的余裕もなく、63年度についてはこれらの根本改革との関連を踏まえつつ当面早急に実施すべきものを取り上げた。すなわち、土地税制、住宅取得促進税制、石油税、たばこ消費税、自動車関係諸税、酒税等がその対象であり、土地税制は臨時行政改革推進審議会の答申に基づく緊急土地対策の一環と

して、資産譲渡所得の特例を改正するものであり、酒税については酒税制度がガットに反すると指摘されていたことに対する技術的見直しの基本的方向に即した改正であった。

早急な成案を求めた諮問に応じて、税制調査会はその答申実現を64年度税制改正とするのではなく、4月に中間答申を提出し、さらに6月には「税制改革についての答申」を提出した。政府はこれを踏まえて6月28日に「税制改革要綱」を定めてその実現に踏み出した。所得税については当初計画の5段階と最高税率50%は同じとしたが、階級区分を引上げて120万円以下10%から1,500万円超50%であったのを300万円以下10%から2,000万円超50%とした。法人税については税率の引下げはほぼ当初の率を引き継ぎ、2年間で実施することにした。相続税と贈与税の改正を新しく加え、最高税率の引下げと税率適用区分を拡大し、課税最低限を上げた。最も問題となっていた間接税については、多段階累積控除型の「消費税」を創設して64年4月から適用することを期した。消費税では消費一般に広く薄く負担を求めるとともに、帳簿上の記録に基づく仕入税額控除制度を設け、また零細事業者に配慮して売上高3,000万円以下の事業者は納税義務を免除し、また売上高5億円以下の事業者には売上高から税額が計算できる簡易課税制度を設けた。なおこの税制改正は増減税差引きで純減となるもので、廃案となった際の改正案が中立的で増減差引ゼロとしたとは大きく異なった。純減税額は平年度で2兆円を超えるものであった。改正案は12月に国会を通過し、所得税は年度内実施となり、法人税と消費税は64年4月1日から実施されることになった。

第3節 金利低下と国債政策多様化

昭和57年度補正予算で公債依存度が再度増大した後、目標年度を65年度に繰り延べて、特例公債依存脱却への努力が続けられたが、その実績はなかなか上らず、60年度予算でもなお5兆7,300億円を予定し、公債金合計で11兆6,800億円に達して、その発行と償還期限の来た国債の借換債の発行を円滑に進める仕事があった。60年度上期の国債発行を済ませてから、補正予算による国債発行7,580億円の追加があって、下期の発行額が増加したが、上期での発行が促進されていたので、新規発行は3兆2,087億円に止まり、重点は借換発行にあった。下期では新規のうち市中引受分が1兆6,341億円、資金運用部は7,580億円と比較的落ち着いた額となったが、借換発行は市中引受けで2兆9,084億円、公募入札分が1兆6,929億円（上期1兆円）ともなって、下期で5兆8,433億円になった。上期の4兆2,216億円と合わせて10兆0,649億円に達した。59年度の5兆4,458億円の倍増である。なおこの借換発行額が大きくなったのは、61年度の借換えの前倒しで約1兆円が発行されたことによっており、それらは割引短期国債で2、3月に発行された。新規発行分も年度計で12兆9,329億円となったから、まさに国債発行ラッシュであった。

しかし、59年度下期以降の低利債化への流れによって高利債の残高は急減することになった。内国債の残高が58年度末に100兆円を超えて109兆7,165億円、59年度末に121兆6,936億円、60年度末に134兆4,314億円へと増大したが、58年度末では7%以上債が87兆円余で78.9%を占めたが、59年度末で91兆円余りで75.2%、60年度末には82兆円余で61.4%となった。

61年度の国債発行は低利債へのはずみをつけて始まった。すでに60年下期では11月債で一時利率引上げがあったが、10月債は6%、1月債で6.1%に下げ、2月に6%、そして3月には5.7%へと大きく下げた後、新年度では4月に一挙に5.1%とした。この引下げには公定歩合の2次にわたる引下げで4%

となったこともあったが、表面利率が59年下期によりやく7%を割ったことを考えれば、この低下がいかに著しいものであったかがわかる。

61年度予算で公債金は10兆9,460億円が計上され、前年度比では7,340億円減に止まったが、60年度では上期の発行が促進されたのに対して、61年度では逆に下期に比重を移し、上期はこの減額よりもさらに大きく減じた5兆9,557億円を発行した。市中引受分も資金運用部引受分も抑えられ、公募入札分が60年度並みの進捗であった。上期では借換発行が急増した。上期の借換発行額は7兆6,927億円に達し、60年度上期の4兆2,216億円の8割増ともなった。高利債の低利債への転換が促進され、その流れは下期にも続いた。上期の借換えでは公募入札分が3兆1,541億円と多く、そのうち2兆0,762億円が短期割引債であった。長期債は上期を通じて発行価格の変更はあっても表面利率は5.1%で持続し、4月の3年債がなお4.8%であったが、4年債は4.5%、6月の3年債は4.4%、6月、8月の2年債は4.3%で発行された。

以上の発行状況は下期に入って10月は保持されたが、11月の長期債は5.4%に上がり、12月、1月もなお5.3%と高かった。中期債は上期の条件を保持して、1月には2年債が4.2%と下げ、2月にはそれを3.8%に下げた。2月には長期債を一挙に5.0%に下げた。なお下期では超長期の20年債2兆円余が発行され、うち1兆円は資金運用部で引受けた。また割引短期国債2兆円余の大部分は62年度借換分の前倒し発行であった。下期は新規発行5兆5,218億円、借換発行6兆7,273億円で、その合計12兆2,491億円は上期の13兆6,484億円には及ばなかったものの、総計25兆8,974億円は借換発行が本格化した状況を端的に示すものであった。新規発行額の年度合計が11兆4,775億円と年度当初予算10兆9,460億円を上回ったのは、補正予算による発行計画5,490億円が加わったことによる。

低利債化への流れを61年度について要約すると、61年度末の国債残高は145兆1,267億円で、前年度末より10兆6,954億円増加したが、7%以上債は60年度末に61.4%を占めていたのが、48.7%に下った。利率の加重平均では7.2%か

第10-26表 新規発行国債

(単位：億円)

年度	発行額	市中引受分	内)証券	資金運用部	郵便貯金	公募入札分
60	上期	97,242.4	48,130.9	13,408.9	39,299.7	9,811.8
	下期	32,086.6	16,340.8	5,207.2	7,580	8,165.8
	計	129,329	64,471.7	18,616.2	46,879.7	17,977.7
61	上期	59,556.6	32,051.8	9,270	18,274.1	—
	下期	55,217.8	23,999.9	7,003.1	20,869.9	—
	計	114,774.5	56,051.7	16,273.1	39,144	—
62	上期	34,445.6	23,853	6,249.5	—	1,500
	下期	60,854.5	9,400	2,943.4	30,066.4	8,448.9
	計	95,300.1	33,253	9,192.9	30,066.4	9,948.9
63	上期	39,296.5	20,760	7,632.5	—	10,369
	下期	34,255.5	12,562.9	5,044.4	5,124.1	2,103.5
	計	73,551.9	33,322.8	12,676.8	5,124.1	12,472.5

ら6.81%への変化である。

61年1月から62年2月へかけての5次にわたる公定歩合の引下げで、5%から2.5%となったことを反映して、国債の利率は62年度を前に急低下を示し、62年3月の5%から62年4月には4.7%に下げ、5月は4%、6月は3.9%ともなった。57年度には8%債が発行された状況とは全く様相を異にする状況となった。

62年度の国債発行計画は62年度予算において一般会計の公債金が10兆5,010億円計上されたことで、前年度当初予算に対する減額は4,450億円に止まったので、依然として多額の発行を余儀なくされていたが、大蔵省は国債市場育成の方針を強めて、公募債の枠の拡大を図るとともに、国債の窓口販売を拡げることとした。20年債については完全入札制とし、また10年債についても一定額を引受額入札方式とする方向を決め、10月からは生命保険の窓口販売を認めることとした。

第10-27表 新規発行国債公募入札内訳（含借換発行分）

（単位：億円）

年度	計	20年	4年	3年	2年	割引短期	
60	上期	17,977.7	—	5,036.5	10,895.6	2,045.5	—
	下期	26,934.9	—	1,131.2	4,385.5	11,182.2	10,236
	計	44,912.6	—	6,167.7	15,281.1	13,227.7	10,236
61	上期	19,578.8	—	—	9,730.6	9,848.2	—
	下期	52,484.4	—	3,654.2	4,621.5	3,220.7	40,988
	計	72,063.2	—	3,654.2	14,352.1	13,068.9	40,988
62	上期	22,031.8	8,893	—	8,393.3	4,745.5	—
	下期	67,313.9	5,346	2,896.9	2,725.3	9,126.7	47,219
	計	89,345.7	14,239	2,896.9	11,118.6	13,872.2	47,219
63	上期	22,632.5	11,619.8	—	2,004.5	9,008.2	—
	下期	63,275.9	6,999.3	2,532.8	3,189	6,141.4	44,413.5
	計	85,908.4	18,619.1	2,532.8	5,193.5	15,149.6	44,413.5

国債発行は当初順調であった市況が夏にかけて不振に転じたこともあって、7月以降で利率を上げなければならなくなり、10月には休債した。下期では11月債が5%で、1月は4.9%、2月には4.8%と再度低利に転じたものの、当初の低利債への方向を促進することはできなかった。また国債の窓口販売も郵便局についてはその実施を63年4月に延期するなど状況に応じた。これらの結果は、61年まで停滞していた景気が、62年に入ってから急速に回復基調に転じ、62年度を通じて活況を呈したことに影響された結果であった。上期には新規国債の発行は3兆4,446億円に止まり、借換債の発行が10兆3,241億円と伸びて、その合計は13兆7,687億円と61年度の上期を僅かに上回った。また借換発行と公募入札分が伸びたのは、10年債に限定せず多様化したことの一端として中期債の活用を拡げそれが増額したことによる。上期の短期割引国債は2兆7,212億円が発行された。

経済の活発化によって国債市場は圧迫され起債は必ずしも有利ではなくな

り、さらに早期の補正予算で公債金が1兆3,600億円追加されたことで、起債額を確保するための不利な条件が重なった。10月債を休債とすることにした後、11月債は5%の利率で始め、財政状況の好転で、再度の補正予算を組んだときには、前の補正で増額した公債金をその増額分だけ減らすことになり、起債条件は有利となった。それはさらに、予定額を必要としないほどに財政状況の好調が見通せるようになって、年度末にかけて起債は順調に進み、1月債は4.9%、2月債からは4.8%で発行された。そして61年度につづいて、62年度でも借換債の前倒し発行をしたが、その1兆円余は60年度を上回ったものの、61年度1兆7,317億円には及ばなかった。また2月、3月に2兆円の短期割引国債を公募入札で発行した。このような事情で下期は新規発行6兆0,855億円、借換発行7兆4,145億円、計13兆5,000億円の発行となり、61年度の下期を1兆円余上回った。上期との合計は27兆2,686億円で、発行額としては最高となった。しかしまた、金融機関保有の既発債の売却（ディーリング）も進んで、62年中にその額は61年の2.5倍に伸びた。

62年度の国債発行については、公募の拡充に注目すべきであろう。超長期の20年債は市中引受けまたは資金運用部引受けで始まった61年度の状況に対して、62年度では資金運用部引受けを残したものの公募部分に大きく振り向け、また長期の10年債についても、11月債以降では市中引受の20%相当分は引受額入札の方式を取り入れることにした。また61年に始まった既発債の市中売却は62年中に前年比で2.5倍にも達する伸びを示した。新規発行額は抑えられたものの、借換発行が増加したことによって、年度末の国債残高は151兆8,093億円となった。しかし借換によって低利債化が促進され、残高の国債利率は加重平均で61年度の6.81%から6.48%に下がり、利率7%を超える国債の残高の構成比率は43.5%に低下した。このような62年度の国債状況の変化は63年度にさらに促進されることになる。続いてその事情を見よう。

63年度予算は経済状況の好転を背景に、大規模な減税を予定しながら、なお公債金収入を大幅に減じて、前年度当初より1兆7,000億円近い減額の8兆

8,410億円を計上した。資金運用部での引受けも5,000億円の減に止めて3兆5,000億円を予定した。しかし、63年度では大規模な国債償還が始まることもあって、国債市場は必ずしも有利な条件が期待できるものではなかった。年度当初は10年債は4.6%、20年債は4.9%と低利の発行ができたが、6月債は4.8%、7月債は5%と発行条件は低下した。8月の20年債は5.3%となった。上期の発行額は新規3兆9,297億円、借換8兆6,436億円で、その合計は前年を大きく下回った。短期債も前年の2兆7,000億円余に比して2兆円余に減じた。

下期を前に62年秋から始めた10年債の市中引受分の中の競争入札の比率を高めることにして、20%を40%に拡大して、64年4月から実施することを新聞発表した。金融自由化の方向に即した諸施策の効果もあって、11月債からは利率を下げることになり、12月債はさらに下げて4.7%とした。新規発行について当初計画を大きく減ずることが見込まれて、それがこの発行条件を有利にすることにもなった。そして長期債発行方法の見直しを進め、63年度の資金運用部引受を圧縮することにした。結局、実績は新規5,124億円に止まり、借換債との合計でも3兆1,587億円となり、62年度の半額以下に減じた。その一方では引続いて公募比率を大きくして、公募入札分は62年度に近い額を保った。20年債は全額公募に頼った。また郵便貯金の資金運用事業としての引受も増大して1兆2,473億円に達した。

63年度の国債発行は結局、新規で7兆3,552億円、借換で15兆9,476億円となり、いずれも62年度を下回った。規模は小さくなったが、中期債の発行の減少は小さく、また、借換発行についての前倒し発行分の減少も小さく、国債発行についての多様化が引続いて進められたことを示した。63年度についてはとくに62年度より表面利率を下げることはならなかったが、借換債の発行は低利債化を進めることになって、63年度末の国債残高は5兆円近く増大して15兆6,783億円となったが、利率の加重平均は6.32%とさらに0.16%下った。

第4節 財政投融资計画の再拡大

1 原資の充実と財政投融资の急増大

昭和61年度の財政投融资計画は60年度までの原資難による編成難とは異なって、原資状況の回復の下で編成され、内需拡大の政府の方針に即した計画が策定された。従来の編成難の一因が国債引受けの増額という荷物を負ったことによっていたが、61年度では前年度と同額の5兆円であり、資金運用部資金、簡保資金のいずれも伸びが期待できた。計画額は大きく伸びて6.2%増の22兆1,551億円で組まれ、政府保証債等は3年続いて3兆2,100億円を予定した。厳しい財政状況下で予算では十分な政策推進が許されなかったが、その不足を補完する機能を期待することがようやくできる状況に復帰した。

62年度の経済はいわゆる円高不況という表現のとおり不振で始まったが、内需拡大策の一翼を担う財政投融资計画は原資に恵まれた。国債引受けは1兆円減じた4兆円としたものの、政府保証債等の民間資金を大幅に減じたにもかかわらず、資金運用部、簡保いずれも資金の伸びを大きく見込んで、財政投融资計画は22.2%増の27兆0,813億円となった。この大きな伸びは48年度計画以来の大きさであった。この伸びの中に新しい資金運用事業が計画された。

大型補正予算編成を軸とした62年5月の緊急経済対策は直接の財政支出と民間資金の活用重点を置いており、財投計画の大幅な追加とはならなかったが、住宅対策については資金運用部からの7,000億円の資金提供があった。62年度の経済はそれまでの長期の停滞から脱して好調で推移したが、63年度の財政投融资計画を立てるについては、とくに大きな原資の増大は期待できなかった。それでも、財政投融资計画額は9.4%増の29兆6,140億円に達し、50年代の計画の伸び悩みから脱したものであった。資金運用部資金よりも簡保資金の伸びが目立ったのが60年代の特色とも言えた。国債引受けはさらに減じて3兆

第10-28表 財政投融资計画原資推移（当初）

（単位：億円）

年度	60	61	62	63	元
産投会計	314	615	1,443	912	852
資金運用部	200,290	207,386	245,958	262,066	268,713
郵便貯金	6,400	70,000	79,000	79,000	85,000
厚生・国民年金	39,500	43,000	44,500	35,000	43,100
回収金等	96,790	94,386	122,458	148,066	140,613
簡易保険	25,876	31,450	39,412	44,094	56,140
政保債・借入金	32,100	32,100	24,000	24,068	20,000
合計	258,580	271,551	310,813	331,140	345,705
（財投計画	208,580	221,551	270,813	296,140	322,705
国債引受	50,000	50,000	40,000	35,000	23,000

5,000億円に止まった。

63年度の経済はまさに平成景気と言われる活況の状況にあったが、64年度の財政投融资計画に当っての原資の伸びはそれほど多くは期待できなかった。また政策の方向も民間資金の活用を期待し、財政投融资による需要拡大に固執する状況でもなかった。好況による財政条件の好転が、特例公債脱却の条件を有利にして、国債引受を減額する余裕を作り、元年度の財政投融资計画では、1兆2,000億円減の2兆3,000億円に減じたが、原資総額は4.4%増に止まったので、財政投融资計画は9%増の32兆2,705億円となった。資金運用部資金は2.5%増に上り、簡保資金の伸びが目立った。

2 財政投融资対象の変容

62年度以降の運用状況を使途別分類に即してとらえると、新たに資金運用事業が加わったので、それを外した形での分類内容をとらえることになるが、ここでもその額と比率において目立つのが住宅対策であり、61年度の構成比26.4%は元年度で28.3%となって、財政投融资計画は住宅対策を軸に計画がまとめられているとの印象を与えるまでになっている。また道路に対する資金増大も

第10-29表 財政投融资計画使途別推移（年度当初）

（単位：億円）

項目	年度				
	60	61	62	63	元
1 住宅	52,893	58,562	63,282	69,215	74,606
2 生活環境整備	32,809	36,945	39,987	44,509	43,713
3 厚生福祉	5,957	6,259	6,277	6,618	7,360
4 文教	7,453	6,782	7,841	6,376	5,202
5 中小企業業	37,644	37,000	39,856	40,306	41,764
6 農林漁業	8,906	9,021	9,078	9,794	9,244
小計	145,662	154,569	166,321	176,818	181,889
7 国土保全・災害復旧	4,728	4,227	4,930	4,098	3,579
8 道路	18,264	20,244	23,630	25,121	25,768
9 運輸通信	17,634	20,151	22,641	22,299	23,616
10 地域開発	5,112	5,661	6,577	6,522	6,766
小計	45,738	50,283	57,778	58,040	59,729
11 基幹産業業	6,033	6,359	6,309	6,872	7,587
12 貿易経済協力	11,147	10,340	6,905	11,710	14,200
合計	208,580	221,551	237,313	253,440	263,405
13 資金運用			33,500	42,700	59,300
総計			270,813	296,140	322,705

著しく、54年度で約1兆円であったのが、元年度では9.8%の2兆5,768億円ともなっている。

なお資金運用事業はようやく62年度に発足することになったが、元年度には5兆9,300億円にまで急増しており、国債引受に次ぐ新しい原資運用の方策として注視すべき領域を形成することになった。もともこの資金運用は、郵便貯金、厚生年金等の自主運用への強い要望にどう対処するか課題に応じたもので、郵便貯金非課税制度の改定に際して、政府・与党の合意で創設されたものであり、自主運用の期待に対して、資金運用部による公的資金の統合管理の主張があり、その仕組みを堅持する条件の下で運用の途を開いたものであった。したがって郵便貯金等として集められた資金は、従来どおり資金運用部に預託され、その一部をあらためて借り入れて資金運用事業として市場で有利に

第10-30表 財政投融资計画推移

(単位：億円)

機 関	年 度 60	61		62		63		元
		当初	改定	当初	改定	当初	改定	
特別会計	4,363	5,305	5,426	25,873	26,190	31,423	31,423	36,503
内)国有林野	2,320	2,370	2,370	2,550	2,558	2,700	2,700	2,700
郵便貯金	—	—	—	20,000	20,000	25,000	25,000	30,000
公 社	13,860	15,588	15,588	—	—	—	—	—
公 庫 等	104,161	105,616	105,616	109,555	116,555	120,645	127,658	129,733
内)住宅公庫	34,829	38,480	38,480	41,640	48,640	47,071	52,371	50,933
国民公庫	18,695	18,350	18,350	18,838	18,838	18,838	19,845	20,100
中小公庫	15,915	15,640	15,640	17,370	17,370	18,030	18,030	18,460
環境衛生公庫	1,952	1,858	1,858	1,935	1,935	1,803	1,803	1,976
農林公庫	5,019	4,711	4,711	4,425	4,425	4,720	4,720	4,400
公営公庫	11,007	10,620	10,620	10,110	10,110	11,910	11,910	12,100
北海道東北公庫	1,147	1,145	1,145	1,143	1,143	1,227	1,227	1,335
沖縄金融公庫	977	1,022	1,022	1,064	1,064	1,106	1,192	1,214
開発銀行	7,690	7,600	7,600	8,330	8,330	8,940	9,640	10,500
輸出入銀行	6,930	6,090	6,090	4,520	4,520	6,800	6,800	8,520
公 団 等	46,466	51,229	51,830	82,841	83,976	92,308	94,308	110,701
内)住宅都市整備公団	8,020	8,493	8,493	8,655	8,655	8,664	8,664	8,685
年金福祉事業団	8,150	9,735	9,735	21,162	21,162	24,480	26,480	29,957
道路公団	13,964	15,307	15,690	17,742	18,422	18,972	18,972	19,160
首都高速道路公団	1,570	1,664	1,696	2,104	2,244	2,565	2,565	2,684
阪神高速道路公団	1,256	1,533	1,549	1,781	1,861	2,191	2,191	2,449
本州四国連絡公団	1,925	2,102	2,145	2,239	2,259	1,121	1,121	1,293
鉄道建設公団	1,853	2,197	2,287	2,450	2,530	1,518	1,518	1,322
新幹線保有機構	—	—	—	2,287	2,287	3,004	3,004	8,070
国鉄清算事業団	—	—	—	12,290	12,290	13,810	13,810	10,425
水資源開発公団	967	1,185	1,199	1,214	1,329	1,297	1,297	1,430
海外経済協力基金	4,217	4,250	4,250	2,385	2,385	4,910	4,910	5,680
簡保郵便福祉事業団	—	—	—	3,500	3,500	5,000	5,000	14,000
地方公共団体	37,980	41,600	41,600	47,450	50,720	47,450	44,150	42,100
特殊会社等	1,750	2,213	2,213	5,094	5,094	4,314	4,314	3,668
内)商工中金	823	812	812	1,236	1,236	1,281	1,281	847
合 計	208,580	221,551	222,273	270,813	282,535	296,140	301,853	322,705

運用することにした。資金運用事業の運用対象は国債、地方債、公庫公団債、金融債、金融機関への預金、元本保証のある金銭信託、特定の社債・外国債となっていた。郵便貯金の自主運用事業についてみれば、国債の引受に62年度は1兆0,071億円、63年度2兆2,259億円、平成元年度は2兆3,947億円が向けられた。それに即して資金運用部資金による引受が漸減することになった。

第5節 金融自由化の推進

1 低金利政策の促進

米国の高金利政策はインフレ抑制策であったが、ドル高維持策でもあり、国際収支調整策でもあった。しかしそれは米国経済を基本的に改める望ましい政策とは言えず、各国との調整を困難とする不合理をかかえていた。わが国も大幅な国際収支の黒字の下で、ドルに対して円は安く評価されていた。この調整が昭和60年10月のプラザ合意であり、米国は高金利政策を改め、ドル高維持を緩和することになった。米国の公定歩合は61年3月以降年内に4次の引下げがあつて7.5%から5.5%に下がった。西独は61年5月に0.5%下げて3.5%とした。一方、わが国ではプラザ合意後の円為替相場の推移を見極めて対応する方針をとつたので、急速な円高への推移に即して、61年1月30日の0.5%引下げを機に、3月10日、4月21日、11月1日と年内に4次の各0.5%引下げを実施し、さらに62年2月23日に0.5%引下げて2.5%とするこれまでに経験のない低利とした。

プラザ合意の時点で対ドル240円前後であった為替相場は、この公定歩合引下げの間にも上昇を続け、7月に160円を割り、その後下げ足を緩めたが62年4月には150円を割った。この円高への急転回は輸出産業の不安から景気不振を導き、61年度経済をゼロ成長の年としたこともあつて、不況対策としての公定歩合引下げも当然の政策として期待された。円高によって輸出がドル表示で伸びたのに対して、不況ということもあつて輸入量は伸びず、ドル表示の輸入額は急減して、国際収支は大幅の黒字増大となった。外貨準備高は60年度末の274億ドルから61年度末の584億ドルへと倍増した。

円高の進行がどの水準で止まるのか、企業の設備投資がいつ復活するのかによる景気回復が国際収支の大幅黒字を変えないかぎり、金融政策の打つ手は封

じられる条件となった。もとより2.5%以下とすることは考えられないし、また、急速な景気回復がなければ、それを上げることも許されなかった。金融政策としては国債を軸に長期金利の引下げによって長短金利を調整し、国際的関連への是正を図る等の余地は残されてはいるものの、政策手段としての役割は後退して、財政等に期待する状況となっていた。2.5%の公定歩合は平成元年の5月30日まで2年3ヵ月続いた。

2 金融自由化措置の急展開

金融の自由化は「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」によって促進された。それは対外経済問題諮問委員会の政策提言（60年4月9日提出）に盛り込まれた重要事項の一つであり、60年7月30日に政府・与党対外経済対策推進本部が決定したが、56年以来の7次の対外経済対策に続くものである。そこでは金融・資本市場に関する措置として8項目が提示された。すなわち、預金金利の自由化等、債券先物市場の創設、国内における証券発行市場の整備、証券会社による円建BAの流通扱い、外銀の信託参入、東京証券取引所会員権、ユーロ円債等の発行の弾力化、金融自由化の環境整備で、預金金利の自由化等は大口預金金利規制の緩和及び撤廃、小口預金金利の自由化、インターバンク預金金利の自由化、短期金融市場の整備の4項目を提示した。これらは「日米円ドル委員会報告書」に沿って進められてきた金融・資本市場の自由化の方向に沿ったものでもあり、すでに多くの措置が実施に移されていた。

まず日米円ドル委員会以降の施策をたどろう。委員会に合わせて5月に大蔵省が発表した「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」を追って59年6月に金融制度調査会の「金融の国際化の現状と今後の対応」の中間報告があつた。実施に移された事項としても市場連動型預金（MMC）の導入、CD発行条件の緩和、ユーロ円債、ユーロ円貸付の弾力化、居住者発行のユーロ円債利子の非居住者非課税、短期金融市場等の市場仲介者拡充、円建BA

市場創設、外国銀行による信託参入決定等があった。そして60年6月5日に金融制度調査会の「金融自由化の進展とその環境整備」の答申があった。それは58年4月の「金融自由化の現状と今後のあり方」、59年6月の「金融の国際化の現状と今後の対応」に次ぐ第3次の中間報告であり、金融機関の経営環境が大きく変ることが予想される状況下で、どのように預金者の保護を図り信用秩序を維持していくかがその背景となった。具体的課題として健全経営の確保と信用秩序の維持では経営諸比率指導、金融機関検査、金融機関の健全性とディスクロージャー、合併・業務提携を指摘し、金融機関の経営危機と信用秩序の維持では相互援助制度、預金保険制度の役割と今後のあり方を示した。

この預金保険制度について保険限度の引上げと基金基盤の充実、合併等に伴う資金援助制度の導入と、準備預金制度について超過累進準備率の導入とを図る法律改正が実行された。61年5月に関係法案は成立し公布された。

金融制度調査会とは別に金融問題の検討が進んでいた。すなわち61年5月には金融問題研究会が「小口預金金利の自由化」を銀行局長に報告した。すでにCD（譲渡性預金）の発行条件緩和、市場金利連動型預金（MMC）の導入、大口定期預金金利の自由化が実現し、大口預金の金利規制の緩和、撤廃が実行段階に入っていたことに即したもので、市場金利連動型預金の創設を期していた。また、62年5月には証券局長と銀行局長の共同主権のCD懇談会が、短期金融市場の整備を図る観点からコマーシャル・ペーパーの導入を求める具体案をまとめた。それは証券取引審議会、金融制度調査会に諮られて了承された。CDは諸外国では歴史も古いものであるが、わが国にはなじみのうすい金融商品であることもあり、市場創設後に見直しをすることも配慮された。

金融制度調査会は59年11月以降、今後の消費者信用のあり方に関する専門委員会を置いて審議を重ね62年7月に「消費者信用のあり方について」中間報告書をまとめた。消費者信用市場をめぐる主要な7項目の検討に基づいて、信用供与機関と行政等が取組むべき方向を示した。消費者信用の利用者が経済的弱者の立場にあるので消費者保護を常に念頭におくことを基本に、信用供与機関

間の自由公正な競争を促進することを期した。ことに金利については企業金融の金利に比してかなり高く、業態ごとに程度の差のあることに対して、金利規制を適正に図ることが求められた。

また62年11月には外国為替審議会と合同の「金融先物取引の整備について」の専門委員会報告書をまとめ、12月の金融制度調査会に報告した。金融先物についてはそれぞれの部会で審議されたが、審議内容がかなりの部分重複するので合同の会合を開き、合同の報告書を作ることになった。急速な金融の自由化、国際化の進展を背景に、金利、為替の変動リスク回避のために金融先物市場の整備が求められた。金融先物取引法案は63年5月に国会で可決された。

金融先物取引法の制定に先立って、62年12月に抵当証券業の規制等に関する法律が成立した。抵当証券法は昭和6年に制定されたが、長期にわたってほとんど利用されなかった。それが58年以降に簇生しその活動増大とともに業態の不備が目立つようになった。61年10月に大蔵省と法務省の共同の抵当証券研究会が設けられ、62年6月にその「抵当証券取引について」の報告書を受けて立法作業が進められた。抵当証券業者の登録制を設け、開業を厳しくするとともに行為規制も厳しくした。

金融自由化へのもう一つの対応が相互銀行の普通銀行への転換容認である。63年6月9日の金融制度調査会でまとめられた答申「相互銀行制度のあり方について」に対して、大蔵大臣はわが国の金融制度の今後のあり方を考える上で極めて大きな意義を有すると挨拶した。金融制度調査会は60年9月に「専門金融機関制度をめぐる諸問題研究のための専門委員会（制度問題研究会）」を設置して、世界的な金融の潮流変化の中で検討すべき課題を取り上げ、その下で個々の専門金融機関制度についての具体的な問題整理を検討した。中小企業金融の専門機関として制度化された相互銀行が、制度発足後数次にわたる法改正で普通銀行との法制上の差異が縮小し、さらに残された制度上の差異も現実において同質化していることを念頭に、相互銀行を普通銀行と制度的に区分しておく意義が乏しくなったと結論した。この結論は62年12月に「専門金融機関制

度のあり方について」の報告書となり、多岐にわたる問題の具体化に向けて63年2月に新たに金融制度第一委員会と金融制度第二委員会が設けられ、第一委員会が相互銀行制度及び協同組織形態の金融機関に係る制度のあり方が検討されることになった。第一委員会は5月に「相互銀行制度のあり方について」報告書をまとめ、これによって調査会の答申が出された。相互銀行の普通銀行への転換は全行一斉転換ではなく合併転換法によることになった。

金融制度調査会の第二委員会では自己資本比率の国際的統一に伴う債権の流動化、資本調達手段の多様化のための具体的措置について、実務的な観点からの検討を進め、まず住宅ローン債権信託拡充のための具体的方策についての改善案を63年6月9日に報告した。また銀行の自己資本比率規制の国際統一は、6月にスイスのバーゼルで開かれた国際決済銀行（BIS）銀行規制・監督委員会において銀行に対する自己資本比率規制の国際統一を図るための基本的枠組みについて合意が得られ、総裁会議でも支持が確認されたことに対し、わが国としても各国の調整努力を評価して合意の基本的枠組みの国内適用へ準備を進め、具体的方策の検討を第二委員会に求めた。

第6節 国際化の進展と証券行政

昭和50年代後半の証券行政は金融自由化に結びつく諸問題に取組み、銀行の証券業務、株式市場の機能拡充、債券先物市場の創設、証券投資顧問業、とつぎつぎに証券取引審議会による審議検討を重ねた。続いて60年5月から審議会は公社債特別部会で公社債発行市場の検討に取り組んだ。そしてその検討結果を報告書として11月に総会に提出した。わが国では国内での社債発行が低調で起債の大半が海外市場で行われるという状況に処して、社債発行市場の活性化を図るための具体策を求めようとしたものである。検討の対象は発行市場全体であったが、中心は社債発行市場、とくに普通社債の発行に求められた。またこの課題に関連してディスクロージャー制度も検討されたが、これは後述する。社債発行市場についてはすでに52年に基本問題委員会でも取り上げられたが、なお問題が多く残されていた。

報告書はわが国の資本市場が世界三大市場の一つと言われる中で、社債市場、ことに普通社債市場が大きな例外となっている状況を踏まえ、社債発行市場の活性化を図る観点で、起債につながる制度、慣行の抜本的見直しを求めた。投資者保護を念頭に、市場原理を尊重し、発行者と投資者の期待に合った市場とする意図を示した。提言の具体的方策は、有担保原則の見直し、起債仕組みの改善、受託制度の在り方、引受業務の在り方、社債の多様化、コマーシャル・ペーパー、私募債の位置付け、社債発行限度の見直し、発行市場の裾野の拡大、流通市場の整備、と多面に亘るものであった。これらの課題は検討過程の理解のもとに早期実施が予定されているものも多く、61年5月の経済構造調整推進要綱でも、わが国の資本市場の自由化・国際化が要請されて、その実現の一端を負うものでもあった。自己資本充実が進む状況下で企業が普通社債へ回帰することが予想されることを踏まえ、その早期実現が期待されるいわば社債発行市場改革に向けてのアクション・プログラムでもあった。

ディスクロージャー制度の見直しにも触れておこう。投資者保護の観点から制度化された企業開示のこの制度は証券取引法制定以来、46年の継続開示の充実、公開買付けの届出制度の創設と52年の連結財務諸表の導入があったが、その後の環境変化による制度見直しの必要が強くなった。検討すべき諸事項について事務当局で十分整理し、それを証券取引審議会に報告し了承を得る形で見直しを進めることにした。事務当局では60年秋から作業を始め、61年4、5月に審議会に報告した。その内容は発行開示手続関係では簡素化を進め、開示内容関係では充実を図るもので、手続簡素化は有価証券届出書の簡素化、効力発生期間の短縮、一括登録制度の導入であり、開示内容は企業会計審議会の所掌事項となる財務諸表等の会計制度に関連するものが中核となった。その結果は61年12月の証券取引審議会の公社債特別部会報告書の中で第3部「ディスクロージャー制度の改善」として盛り込まれた。

証券先物市場は60年10月の東京証券取引所での開設に次いで62年6月から大阪証券取引所でも開かれたが、先物市場をめぐる内外の情勢の変化の大きさに即して、62年1月以降証券取引審議会の証券先物特別部会で市場整備について審議を進め、4月に「証券先物市場の整備について」の報告書をまとめ、5月の総会の了承をえた。市場整備の必要は株価変動等に対するリスク管理、諸外国の先物市場との調整に即した株価指数先物取引等の早期導入ということであり、その対応としては取引対象・取引市場・市場利用者の決定と投資者保護のための配慮が求められた。

63年は諸制度の見直し整備についての提言が多かった。まず有価証券の不正取引の規制についてみよう。62年10月の証券取引審議会で不正取引特別部会が設置され、その審議結果が63年2月に「内部者取引の規制の在り方について」の報告書にまとめられ、総会に提出された。すでに46年2月の証券局長通達で証券会社の役員員に対し、内部者取引防止について適切な処置が求められていたが、62年の財テクをめぐる一連の事件を契機に、社会的関心の高まりに合わせて、内部者取引の規制の検討が求められた。報告書は内部者取引未然防

止の体制整備を基本に行政当局がその整備を適切に指導し的確に対応することを求め、内部者取引に対する罰則の整備を示した。未然防止体制整備は発行会社の情報管理の徹底と一般投資家に対する適切な開示を求め、行政の対応については規制の実効を期した多くの具体的事項を指摘した。この不正取引規制については証券取引法の一部改正として63年に公布された。

続いて証券先物市場の整備についてみよう。審議会は61年12月に証券先物特別部会を設置して株価指数先物取引、証券オプション取引の導入等を審議した。その結果を63年5月20日の総会に報告し、大蔵大臣に提出した。報告の要点は早期に株価指数先物取引や証券オプション取引等を導入することが必要で、具体的には証券取引所に株価指数先物取引等の取引市場を置くことにして、法制整備を行い具体的仕組みの検討を急ぐことを求めた。

この問題についてはその性格上、金融先物取引との関連で金融制度調査会、外国為替審議会においてその専門部会で進められた審議に合わせて合同の審議が進められ、合同の報告書としてまとめられた。国際的な金融、資本市場としての機能強化の観点から、今後の金融先物市場の整備による自由化への弾力的対応体制の整備が求められた。

また企業内容開示制度の改正についてみれば、すでに審議会の提言に即して62年4月以降、省令・通達によって、手続の簡素化では届出書に組込方式の導入や法律運用効力発生期間の短縮を、内容の充実では連結財務諸表の同時提出を義務づける等を実施したが、証券取引法の改正に対応を進め、63年にその改正法の公布をみた。企業内容開示制度改正の要点は手続の簡素化と内容の充実で、完全開示方式、組込方式に参照方式が加えられ、発行登録制度の導入、発行開示対象証券の拡大、効力発生期間の短縮、届出免除基準の見直し、セグメント情報（企業等の売上高や営業損益その他の財務情報を事業の種類別、親会社、子会社の所在別、市場別等の区分単位（セグメント）に区分したもの）の開示等が加えられた。

第7節 円高急展開と国際金融行政

1 国際収支調整策の推進

昭和59年11月の日米円ドル委員会報告に続いて、60年7月には政府与党対経済対策推進本部決定のアクション・プログラムが示されて、対内外経済自由化が確実な実施へと移った。それまで遅れがちであった国内の金融自由化が軸となるが、対外的な積み残しの問題も整備が急がれることになった。対外経済問題は当然わが国の諸外国に対する問題が基本にあるが、別の立場から見れば諸外国のわが国に対する問題でもあり、そこに国際交渉での課題が示されるが、わが国の国際経済条件を基本的に動かしたのが60年秋のいわゆるプラザ合意であり、この時点を契機に円対ドル比率は急変して、それまで240円程度であったものが、61年にかけて200円を割り、年央以後は150円台を示すまでになった。

この間、60年12月初旬に開かれた第3回の日米円ドル委員会ドルフォローアップ会合では、金融資本市場自由化の現状が報告され、金利の自由化では10月1日から撤廃された大口定期預金の金利規制の意義が強調された。10月末の自由金利定期預金残高は約3兆円で、大口定期預金の最低預入額を61年春5億円、62年春1億円程度に引下げる予定に応じて、この預金残高が飛躍的に伸びるであろうと説明された。また東京オフショア市場創設を検討していることも示された。61年8月には資本流出規制の緩和措置が続いて加えられた。外貨建信託取引許可制、生命・損害保険、年金信託、信用組合等の対外証券投資の規制、生命・損害保険の円建対外貸付規制の緩和である。

為替相場の円高が引続き進む中で、61年の国際収支は着実に輸出を伸ばした。いわゆる円高不況で輸入が伸びなかったこともあって、貿易収支戻は黒字が急増し、60年末の外貨準備高265億ドルが61年末には422億ドルまで増大し、

第10-31表 国際収支状況推移 (1)

(単位：百万ドル、円)

	経常収支						為替レート 最高最低 (インターバンク米ドル 直物中心相場)	
	貿易収支			貿易外 収支	移転 収支	経常 収支戻		
	輸出	輸入	収支戻					
60	1～3	38,164	29,227	8,937	△ 1,565	△ 554	6,818	252.50～263.40
	4～6	43,239	29,046	14,193	△ 611	△ 320	13,262	246.80～255.55
	7～9	43,469	28,392	15,077	△ 1,641	△ 341	13,095	217.00～248.30
	10～12	49,143	31,364	17,779	△ 1,348	△ 437	15,994	200.35～217.50
61	1～3	44,813	30,261	14,552	△ 1,145	△ 739	12,668	174.80～203.00
	4～6	52,270	28,348	23,922	△ 374	△ 449	23,099	160.35～182.45
	7～9	53,859	27,066	26,793	△ 1,922	△ 458	24,413	152.90～163.90
	10～12	54,649	27,089	27,560	△ 1,491	△ 404	25,665	153.95～164.15
62	1～3	50,515	27,142	23,373	△ 1,348	△ 1,063	20,962	145.00～159.15
	4～6	55,823	30,785	25,038	△ 1,601	△ 675	22,762	137.80～147.35
	7～9	56,600	33,015	23,585	△ 1,757	△ 639	21,189	141.00～153.05
	10～12	61,667	37,277	24,390	△ 996	△ 1,292	22,102	123.00～147.25
63	1～3	59,345	38,324	21,021	△ 1,337	△ 1,263	18,421	121.00～131.50
	4～6	63,559	41,111	22,448	△ 2,882	△ 999	18,567	123.70～133.10
	7～9	65,989	42,224	23,765	△ 3,623	△ 1,090	19,052	131.00～136.70
	10～12	70,872	43,094	27,778	△ 3,421	△ 766	23,591	120.80～133.80

この増加の勢は62年にも続いた。

62年6月4日、大蔵省は「金融、資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望」を発表して自由化の現状を示すとともに検討課題を示した。自由化・国際化が着実に進展していることを示し、わが国経済が世界経済の中でますます重要度を増している状況の下で、諸外国との協調に一層配慮し、主要国際金融センターの一つとしての役割を担いものとしていく必要があるとした。そして自由化措置として具体的な8項目を示した。(1)預金金利自由化の一層の推進、(2)短期金融市場の拡充等、(3)先物市場の整備拡充、(4)資本市場の整備、(5)

第10-32表 国際収支状況推移

(単位：百万ドル)

	経常収 支 戻	長期資 本収支	短期資 本収支	誤差 脱漏	総合収 支 戻	外貨準 備 高	
60	1～3	6,818	△ 10,355	△ 577	1,700	△ 2,414	26,538
	4～6	13,262	△ 17,166	155	1,829	△ 1,920	27,569
	7～9	13,095	△ 18,309	917	△ 454	△ 4,751	27,523
	10～12	15,994	△ 18,712	△ 1,431	916	△ 3,233	26,510
61	1～3	12,668	△ 18,990	△ 1,116	1,743	△ 5,695	27,917
	4～6	23,099	△ 28,882	△ 1,469	2,625	△ 4,627	33,905
	7～9	24,413	△ 38,410	1,507	2,517	△ 9,973	41,456
	10～12	25,665	△ 45,179	△ 531	△ 4,427	△ 24,472	42,239
62	1～3	20,962	△ 32,209	1,392	4,983	△ 4,872	58,389
	4～6	22,762	△ 44,365	6,460	686	△ 14,457	69,273
	7～9	21,189	△ 22,023	9,833	△ 789	8,210	72,139
	10～12	22,102	△ 37,935	6,180	△ 8,773	△ 18,426	81,479
63	1～3	18,421	△ 15,142	△ 1,971	7,386	8,694	84,857
	4～6	18,567	△ 36,556	729	△ 2,443	△ 19,703	87,700
	7～9	19,052	△ 42,214	10,082	△ 5,170	△ 18,250	91,151
	10～12	23,591	△ 37,018	10,681	3,023	277	97,662

金融機関の業務の自由化・弾力化、(6)銀行監督の国際協調と銀行の自己資本の充実、(7)金融機関の業務分野に関する問題の検討、(8)外国金融機関のアクセス改善、の8柱で、(2)では国内CD市場の創設、短期国債・政府短期証券の商品性改善を示した。この発表の前に5月1日には日米両首脳の間で共同発表で、わが国の金融市場の自由化に向けての一層の措置が示され、これをうけて5月29日に緊急経済対策が決定され、そこでは「金利の自由化、短期金融市場の拡充、外国金融機関のわが国市場へのアクセス改善等も積極的に推進し、わが国金融・資本市場の自由化・国際化を図る。」と示された。

円の為替レートは62年中に120円台にまで円高が進み、その円高は63年中も

引き継がれた。その条件下で国際収支は引続く輸出の増大であり、景気の回復上昇とともに62年後半からの輸入増大で貿易収支戻の黒字の増大は緩んだものの、依然として黒字は高位を保持し、外貨準備高の増大が進んで、61年末の422億ドルは62年末の815億ドル、63年末の977億ドルとなった。

2 対外経済協力の拡充、ODA

経済の自由化に次ぐ国際化を象徴するのが国際経済協力であり、経済開発援助(ODA)である。52年に初めて援助計画を作り5年で倍増する目標を立てた。この計画は53年度に3年で倍増とする計画に切り替えられ55年度に終了した。続いて56年に新中期目標を設け60年までの5年間にODA実績を55年までの5年間の倍以上とする努力を示し、政府借款の積極的拡大、国際開発金融機関出資等の要請に積極的に対応することにした。

56年度以降の財政緊縮過程にも経済協力の予算は増額を保持したが、60年9月18日に関係3大臣の合意による第3次の中期目標をきめ、67年の実績を60年

第10-33表 政府開発援助(ODA)(DAC)

(単位：百万ドル)

年次	合計	(1)				(2) 直接借款	(1)+(2) 小計	(3) 国際機関 出資拠出
		2国間 贈与	賠償	無償資 金協力	技術協力			
40	244	82	63	13	6	144	226	17
50	1,148	202	29	85	87	649	850	297
55	3,304	653		375	278	1,308	1,961	1,343
56	3,171	810		432	378	1,450	2,260	911
57	3,023	805		412	393	1,562	2,367	656
58	3,761	993		535	458	1,432	2,425	1,336
59	4,319	1,064		543	521	1,363	2,427	1,897
60	3,797	1,185		636	549	1,372	2,557	1,240
61	5,634	1,703		855	849	2,143	3,846	1,788
62	7,454	2,221		1,481	740	3,027	5,248	2,207
63	9,134	2,908		1,815	1,093	3,514	6,422	2,712

の倍とするよう努めることで、61年から67年までの7年間に ODA 実績総額を400億ドル以上とすることを目指し、二国間贈与、多国間援助、円借款の拡充を図ることにした。そしてさらに62年5月の緊急経済対策決定において、この7年計画を2年繰り上げ、65年の実績を76億ドル以上とすることにした。この計画繰上げに合わせて、63年6月に63年から67年の5年を対象とする第4次の中長期目標を設定した。第4次計画では援助の質に配慮し、具体的な量の目標は58年～62年の5年間の ODA 実績総額250億ドルを今後の5ヵ年で倍以上、500億ドルとすることにした。増額の主旨は DAC 加盟国中のわが国の ODA シェアを GNP のシェアに等しい水準まで引上げることがを期すものであった。国際化に即した国際協力はこの10年近くの間急増した。

第8節 ウルグアイ・ラウンド推進と関税行政

毎年度の関税改正の背後にある国際的な貿易関税等の協議と、それを背景としたわが国の対応策の推移を見よう。前者は当然ガットにおける協議を基本とするものであり、後者は対外経済の自由化、国際化の推進に当る政策決定である。前者では昭和54年4月に合意された東京ラウンドの実施とこれに次ぐ新ラウンド設定が中心問題であり、後者では、この東京ラウンドの実施に合わせた発展途上国との調整と、第2次石油危機を乗り越えた後の大幅な国際収支黒字状況に即した対外経済政策の具体的推進とが問題となる。

東京ラウンドに続くガットの大規模協議はウルグアイ・ラウンドであり、具体的活動は61年9月のプンタ・デル・エステ宣言で始められたが、この宣言にいたるまで長い準備の時間がかかった。東京ラウンド合意後間もない56年6月に18ヵ国の協議グループでガット閣僚会議開催の大方の合意がまとまり、7月のサミットでの支持をえて、11月のガット総会で正式に決まった。その後準備委員会の9ヵ月におよぶ努力で、いくつもの問題を残しながらも宣言案をまとめて理事会に報告し、理事会においても未決事項を直接会議に持ち込むことで閣僚会議が開かれた。57年11月、東京ラウンド開始宣言以来9年ぶりの閣僚会議開催となった。この間、わが国でも開催に積極的意欲を示して、57年5月の経済対策閣僚会議で「ガットにおけるサービス貿易についての国際ルールづくりの検討に積極的に貢献する」と明示した。

閣僚会議は予定を超える長時間の協議で宣言案等をまとめた。宣言に到達する必要は保護主義に歯止めをかけることにあったが、冒頭の7項の閣僚宣言(政治宣言)のほか17項目の宣言を採決した。セーフガード、開発途上国に関するガットの規則及び活動、紛争処理手続、農産物貿易、熱帯産品、数量制限及びその他の非関税措置、関税、MTN 協定及び取極、構造調整と貿易政策、不正商品貿易、国内的禁制品の輸出、資本財に対する輸出信用、繊維及び衣

服、特定の天然資源産品の貿易問題、為替変動とその貿易に対する影響、二重価格及び原産地規則、サービス、がそれで、東京ラウンドでの積み残しと、新分野への期待とが項目を多くした。セーフガードは積み残しであり、サービスは米国の強い要請による新しい課題であったが、先進国と途上国の対立の厳しい交渉があった。これらの項目も今後合意を期するものとしたものもあって、新ラウンドの実現には残された障壁が厚かった。

60年7月に政府・与党対外経済対策推進本部の決定で「新ラウンドにおいてサービス貿易に関する国際的枠組みの確立をめざし、我が国としてサービス面で積極的に貢献するため、諸外国と協調しつつ諸規制の改善・撤廃の方向で所要の準備を進める」として、ラウンド実現への意欲を示した。

ウルグアイ・ラウンドは105ヵ国の参加で始まり、大型の多角的貿易交渉の外に、サービス貿易、知的所有権、貿易関連投資措置等の新分野が加えられ、さらに保護主義を防ぐために交渉期間中もガット違反措置の導入を禁止するなど多くの課題に取り組むことになった。

ラウンドの交渉は順調とは言えない。サービス貿易については初めから途上国側が強い難色を示していたことでもあり、交渉予定期間4年の中間点の63年12月に閣僚レベル貿易交渉委員会による中間レビュー会合が開かれた。農業、知的所有権、セーフガード、繊維の4分野は合意できなかったが非関税措置、天然資源、ガット条文、東京ラウンド協定類、補助金・相殺関税、貿易関連投資措置の6分野は報告書として合意され、熱帯産品、関税、ガット機能強化、サービス、紛争処理の5分野は協議によって合意に達した。

関税については、引下げ方式、引下げ目標、バインド率引上げが課題であったが、引下げ目標は結局東京ラウンド並みの目標設定で合意ができた。また、15分野中でサービスだけが文書案の書き直しが求められるほどに調整に手間取った。もともと途上国と先進国の間の対立が厳しい課題であったのに加えて、先進国間でも意見が対立した。途上国への配慮が加えられ、相互主義を抑えて一応の形を整えた。合意がえられたものについてもいろいろと問題が残ったも

の、熱帯産品についての合意は中間レビューとしての成果であった。しかし、農業について合意ができなかったことは重い荷物となった。

この中間レビュー会合の合意で、実質的な交渉を遅くとも64年7月までに開くことになり、その交渉に必要な段取り等を確実にすることを申し合わせ、交渉の目標を東京ラウンドの実績に匹敵する全般的な関税の引下げを期することにした。